

令和4年(2022年)6月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和4年6月7日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和4年6月17日(金)

出席議員

2番 田 島 明 良

4番 岡 村 哲 雄

6番 原 隆 伸

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

15番 平 野 隆 久

3番 柴 田 洋 巳

5番 大 西 瑞 香

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

16番 中津畑 正 量

欠席議員

なし

入江康仁議長

それでは、皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年6月紀北町議会定例会最終日を開催いたします。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

また、本日の会議におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策を実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

8番 樋口泰生議員

9番 太田哲生議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、奥村仁総務産業常任委員長。

奥村仁総務産業常任委員長

おはようございます。それでは、今定例会において総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月8日、水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員8名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、財政課、税務課、農林水産課、危機管理課の課長と及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案5件の審査であります。なお、議案第28号については、町長と課長の答弁の整合性を図るため、6月14日、火曜日にも、町長出席の下開催いたしました。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第23号 紀北町税条例等の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第25号 専決処分の承認を求めることについての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第28号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての審査を行いました。

質疑としては、津波の水平圧力を受けたときの強度設計、既存堤防との密着度の工法、設計等に川口淳准教授が関わっているかどうか。設計にある2つの鋼矢板について、強度のた

め残すのであれば、矢板の厚みは記載されていないがどれだけなのか表示すべきではないか。これまで高潮対策であるという説明を受け納得してきたことがあるが、町長は津波対策も入れているという答弁をしたことから、以前の課長答弁以降、我々に説明がなく、変更したのなら大きな事業を独断で変更したことになるのではないか。津波対策とする場合、矢口湾の津波想定高について、東日本大震災での津波後の想定について、本会議での町長答弁に課長を保護するような答弁があったことから、計画事業であることから引継ぎをしているはずで、そのような答弁は大きな問題ではないのかとの質疑があり、答弁では、津波の圧力についての資料はないが、堤防の高さについては、平成15年の中央防災会議でマグニチュード8.7、東海、東南海、南海の三連動地震を基に取りまとめられた平成18年3月、三重県地域防災計画被害想定を基準として、基本的に高潮対策堤防だが地震により地盤が下がることも考慮し、天端高を30cmほど上げたという経緯だが、平成15年の中央防災会議に川口准教授が委員に入っているのかは確認していない。

工事は既存の堤防にコンクリートを打つもので、当初鋼矢板はなかったが、強度を増すために矢板を打設しており、既存堤防との密着度など工法については県と十分協議し適正に対応する。

鋼矢板については、堤防側と海側に2つの鋼矢板を打っており、海側の鋼矢板は仮設道を保護するためのもので取り除くことになっており、厚みは10.3mm、13.4mm、15.5mmがあるが主に10.3mmを使用している。

矢口湾の津波想定高については、平成18年の三重県地域防災計画被害想定基準で6.21mの津波を想定しており、堤防の高さは7mですが、東日本大震災以降の津波想定高については、矢口の堤防付近で約12mが想定されている。

町長の答弁に係る部分については、理事者と協議した後に回答したいとの答弁でした。課長と町長の答弁の整合を図るため、14日に改めて審査することになりました。14日の審査では町長も出席し、審査が行われました。

まず、町長から、本会議や委員会において、誤解を招くような発言があったことについておわびするとの挨拶があり、改めて矢口漁港海岸保全施設整備事業について、経緯の部分で誤解を与えた部分について、説明を受けました。

矢口漁港海岸保全施設整備事業は、あくまでも高潮対策事業ということであり、その中で計画を策定するに当たり、平成19年、20年からこのようなお話があったが、その中で平成21年、22年から設計業務等も行っている中で、23年の東日本大震災がありました。

その23年の大震災があったことで、我々としてもこのまま高潮対策だけでいいのかというような部分があり、国や県と協議させていただきました。その中でレベル1に対応できるような津波の圧力に対応できるような堤防を、その当時施工させてもらうことには、国や県も大丈夫だという意見をいただきましたので、その中で我々は、津波、波力に対応できる一定の設計に、その時点で変更させていただいたようなところですよ。

町長の説明の後、質疑に入り、8日の委員会での質疑への答弁不足の部分と思うが、これまでの設計の経緯について改めて町長から説明され、設計は東日本大震災があって、国や県と検討したなら高潮対策は津波の横波の発生にも十分対応できる、あのときに町長が津波対策を言ったのであれば、計画を一旦見直して津波対策に切り替えるべきだったのではないかと、そのような協議の場があれば、町長は議会に報告し、これが50億円、60億円になっても津波対策として、東北の震災に適応したものを造ろうかとなったかもしれない。これから気をつけてほしいのは、大きな変更があったときは、議会への報告をして進めていただきたい、そういう意味で今回の問題を提起した。

また、8日の委員会での答弁不足について、川口淳准教授の関わり方について、川口准教授は建設工学だったと思うが、当然関与していると思って質疑したので、答弁をいただきたいとの質疑もありました。

答弁として、当初のときは、川口先生にはこういう話ではなく、三重県の方とかそういった関係の方とお話していました。それと平成23年に3.11があって、その後議論されたことがあります。これは中央防災会議でもそうですが、そこで地震外力のレベルに応じた対策の確立というお話がありました。その後、ここの庁舎の問題とか、紀北中学校の問題等もありました。

そのときの1つの考え方で、地震津波の対策の前提をレベル2の地震津波とすることは現実的ではなくて、レベル1の地震津波への対応を基本とすることという話とその当時議論されました。そういう話の中で、この高潮事業ではありますが、レベル1の津波の力に耐えられるようにやりましょうという話が議論されていました。それが、国と県との協議という話につながってきます。

また、この当時、川口先生は関わっておりませんとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての審査を行いました。

課長から、本会議での質疑があり、答弁できなかった部分について答弁がありました。

小型動力付ポンプ車の積載用ルーフラックの荷重に関して、材質はアルミで、ルーフラック自体の重さは約2kg、耐荷重は走行時で100kg、停車時は200kgです。購入車両の費用面での比較は、令和2年度に十須詰所の車両を更新しており、形状はダブルキャブで、通常のトラックより乗員がたくさん乗れることから比較対象とします。令和2年度に購入した車両は予定金額が892万3,970円で、契約金額は825万円、落札率は92.44%、今回予定の車両は予定金額1,043万6,800円、契約額645万円、落札率は61.86%で、契約金額では179万3,000円、今年度購入予定の車両のほうが安くなっていますとの答弁でした。

質疑では、既存の車両の扱いについて、従来の車両の積載装置との扱い方の違いについて、入札に係る仕様書を議会へ提供する考えの有無について、今回の車両と同系の車両の有無について、今回は落札後の車両図面提示であるが、入札前に提示できなかったのかということでありました。

また、これまではミッション車でなければならないという答弁を聞いてきたが、今回の車両が四輪駆動オートマチックになったのは、免許制度や若年団員の取得免許状況によるものと推察するが経緯はどうか。廃車車両について、鉄の高騰もあり、廃車車両を解体業者に入札を行い換価している事例もあるが、そのような例を参考に業務を行っていく検討もしてはどうか。落札率の61.86%という数字には下取り金額も含んでいるものと推察されるので、町財産を処分するときは、下取りも入札の条件に加味することを検討したほうがよいのではないかと質疑があり、答弁として、既存車両については、購入車両更新に伴い廃車し、処理手続が完了後、業者から証明書が提供される。

車載装置については従来どおりレール引き出し式だが、車両がワンボックスタイプなので、トラックタイプに比べ小型動力ポンプが車外に露出しておらず、車外に引き出すものに少々時間がかかることに違いないが、実際のポンプ操作は車内に積載したままホースをつなぎ、操作が可能で、メンテナンス時には外へ出して点検、操作ができます。

入札仕様書については、入札公告の際にホームページに掲載しています。

車両の図面提示ですが、車両選定について消防団と相談し、協議の上決定いたしました。ただ、おっしゃるとおり、車両の形式が以前と大幅に変更になるようなケースの場合、事前に議会に説明するべきであることももっともであると思いますので、以後、このような場合は事前に説明させていただきたい。

車両の導入については、各消防団と相談し、導入を決定しており、地域の地理条件により

山間部や農地等を走行することを考慮し、四輪駆動車とした。オートマチックの車両にしたのは、指摘のとおり、若年団員の免許種別を考慮、道路交通法が2017年3月12日に改定された以降、普通免許で運転可能な車両重量が3.5t未満となり、その後に免許を取得した団員が6名います。オートマチック限定免許取得者数は把握できていない。

今回の契約には下取り価格は入っていない。抹消登録後、登録事項と証明書を提示してもらおう。今後の廃車車両の扱いは、少しでも町の財源となるよう検討させていただきたいとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第30号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、財政課所管部分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管部分については、質疑として、宮谷池の土地改良事業について事業の詳しい説明を求めた。

答弁として、今回の補正予算に関して、令和3年度において、宮谷池の地質調査及び地震、豪雨耐性評価業務を実施したところ、堤体の耐震性及び洪水はけ口の能力が基準を満たしていないという結果でした。そこで、地震や豪雨によるため池の決壊を防止するための改修工事が必要になったことから、今回、町が測量設計業務を行い、事業計画を策定するものです。

金額については、前年度に国の補正予算の割当てがあり、その分を令和3年3月補正予算で認めていただき、繰越承認をいただいています。その金額が902万円です。その金額と今回の65万円を合わせて967万円で事業計画作成業務を実施するという内容ですとの答弁でした。

以上のとおり、農林水産課所管部分について、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管部分については、質疑として、消防団活動事業の報償費1,855万8,000円の内容、対象の人数、在籍年数ごとの報償金の額、退職した方の役職及び在職年数、今回46名という退団者となった理由について、消防活動等に参加できないということは出動の要請に応えないということかとの質疑に、答弁として、退職報償金については団在籍5年以上の方から対象となります。

まず、退職者の在籍年数別の退職人数についてですが、5年から10年未満の方が8名、10年以上15年未満の方が5名、15年以上20年未満が8名、20年以上25年未満が14名、25年以上

30年未満が5名、30年以上が6名であり、合計46名です。

次に、在籍年数ごとの退職金について、団員階級を例に説明させていただきます。5年以上10年未満が20万円、10年以上15年未満が20。ちょっと待ってください。ちょっと時間かかるか。

入江康仁議長

暫時休憩しますか、このままでいい。

奥村仁総務産業常任委員長

ちょっと休憩取ってもらっていいですか。

入江康仁議長

このままの状態でちょっと、暫時休憩いたします。

(午前 9時 53分)

入江康仁議長

それでは、会議を開きます。

(午前 9時 56分)

奥村仁総務産業常任委員長

失礼しました。

続きのところで、10年以上15年未満のところから報告させていただきます。

10年以上15年未満が26万4,000円、15年以上20年未満が33万4,000円、20年以上25年未満が40万9,000円、25年以上30年未満が51万9,000円、30年以上が68万9,000円です。

以上、紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の第2条に定められています。

このたびのように、一度に46名退団者ということは初めてであると思います。理由については、令和4年3月議会の条例改正の議案上程時に説明させていただいていますが、条例により消防団員を420名から400名とさせていただきました。

条例改正に先立ち、各消防団と相談の上、仕事の都合等で消防活動や訓練に参加できない人の調査を実施していただいたところ、今後の活動が困難であるとして退団された方の合計

です。

出勤要請に応えないという場合とは特定できませんが、毎月の訓練等に参加できず、今後とも活動できないとの意思を示した方が退団されたことと認識していますとの答弁でした。

以上のとおり、危機管理課部分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

先ほどの議案第29号の部分で、危機管理課長から、本会議での不足部分の説明について、答弁をいただいたというふうな表現やったんですけれども、答弁という形で説明を受けたということですので、訂正をさせていただきます。

以上で、本委員会に付託された5案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

次に、岡村哲雄教育民生常任委員長。

岡村哲雄教育民生常任委員長

おはようございます。本定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月9日、木曜日、午前9時半から、第1委員会室におきまして、委員6名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は議案4件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第24号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑として、均等割軽減対象の27人の年齢内訳と、子ども全体の人数から見た均等割軽減対象者の割合を教えてくださいという質疑がありました。それに対し、0歳児3人、1歳児5人、2歳児6人、3歳児4人、4歳児8人、5歳児1人です。また、均等割ですけれども、20歳までの人口が1,607人のうち、均等割軽減対象人数は27人とする1.68%になりますという答弁でした。

続いて、均等割軽減の計算は対象の方にお知らせされるのですかという質疑に対し、本算

定の通知で均等割軽減適用後の金額をお知らせしますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、賛成討論として、今までは子どもが増えるほど負担が増えていたが、所得制限なしで軽減されることはよいことであり、制度の対象が広がることを願って賛成討論としますという討論がございました。

反対討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第26号 上里集会所建築工事請負契約の締結についての審査を行いました。

まず、質疑としまして、本会議の説明では入札参加者1社のみ、落札率99.7%ということでした。参加者は1社のみでもよいのですかという質疑に対し、今回の入札については、設計金額は1,000万円以上のため、入札審査会を開催し、参加条件を決定しました。決定した参加条件は、令和3年度紀北町建設工事発注標準に定めるAランクの業者となり、対象業者は町内3社あります。そのうち3社から競争入札参加申請書が出されましたが、2社から技術者を配置できなくなったとの通知が来て、1社での入札になりました。工事概要や入札参加資格を公告にて明らかにしていますので、たとえ入札参加が1社であっても入札は成立するものと考えていますという答弁でした。

続きまして、機械設備工事の中で、衛生設備工事ですが、この中に浄化槽が入っていると思います。何人槽なのか、他の集会所と同じ程度のものなのか、その点についての答弁を求めますという質疑に対し、浄化槽処理対象基準に基づき、延べ床面積によって浄化槽の大きさが決まります。上里集会所の場合はその計算式において、16人槽の浄化槽を設置することになりました。他の集会所も算定基準によって浄化槽の大きさが決まっていますという答弁でした。

続きまして、解体工事でアスベスト除去工事があります。これは、本会議で、処分先はまだ確定しておらず、1,204万円の金額がかかるという説明を受けました。例えば健康被害が出た場合にどういう責任問題が発生してくるのか、建築業者と話し合い等はされていますかという質疑に対し、アスベスト含有建材は、平成18年9月より、使用は禁止になっています。本会議でも説明させていただきましたが、上里福社会館には屋根部分、外壁部分、そして内部、和室等の壁にアスベストが付着しているという調査が出ました。それにより、今回のアスベスト除去工事で1,200万円ほどの設計金額を算出しています。

今回、この工事の設計書の中の特記仕様書に、建築物解体工事標準仕様書に基づいて施工

することとしています。この仕様書には該当法令、大気汚染防止法、石綿障害予防規則に準じると記載しています。

なお、この法令どおりに工事が行われなければ業者に罰則が命じられます。この法令どおりに行った場合に、作業員等にそういった症状が出た場合は、これは国の責任になります。法令遵守はもちろんですが、業者は発注者である役場から、アスベスト除去に関して法令を遵守し、十分注意するように話し合いを行い、工事の進捗管理も行っていきたくと思っていますという答弁でした。

続きまして、本会議でも聞いたように、レベル3とレベル1があるということですので、そのことをきちんと説明し、再度、改めて伝えていただき、健康被害が出ないようにお願いしたいと思います。そういう質疑に対し、アスベストの除去工事は不適切な処理を行うと罰則を受けるだけでなく、社会的制裁なども受けると思われます。ましてや公共工事となるとなおさらとなりますので、業者には十分管理を行うよう説明いたしますという答弁でした。

続きまして、設計図の平面図、立面図ですが、その設計について、一般の方から違うような話を聞いたのですが、宮原良雄建築設計事務所が設計したということで、説明を含め答弁を求めたいと思います。

それに対し、この設計書については、令和3年度に宮原良雄建築設計事務所に設計業務委託を行っています。この設計書に関しては、上里自治会からの要望書でイメージ図というのが令和2年11月に役場へ提出されています。その後、建築設計事務所が上里自治会の要望を十分に考え、現在の形で設計されたと思います。その設計書が、自治会が出したイメージと似ている部分はありますが、この設計書は、上里自治会の要望を基に宮原良雄建築設計事務所が作成したものであるという答弁でした。

続きまして、集会所は各地区にあり、地区からの要望を十分に聞き設計していると聞いています。地区の要望を確認したときに、イメージ図が提出されて、それを踏まえ、設計会社が今回の設計図を作成したということで理解してよろしいのですかという質疑に対し、自治会から出された要望書のイメージ図を基に設計事務所は設計を行っていますので、よく似た図面になっていると思います。間違いなく設計事務所が作成したものであるという答弁でした。

続きまして、小屋裏物置というものがありますが、これまでの集会所などでは別棟の物置小屋というのは造れないと聞いています。この図面から見ると別の建物になるのですが、もし別の建物だとしたら建築は可能なのかどうか、それについてお聞きします。

それに対し、この小屋裏物置は区の要望に基づいて設置したもので、場所については、玄

関の上ぐらいに設置される屋根裏小屋になります。ここに上がる階段は常時設置してある階段ではなく、収納式の階段になります。集会所の建築については、別棟になるような物置については区の負担とさせていただきます。今回はあくまでも建物の一部として、屋根裏に設置してある小屋裏物置ということになりますという答弁でした。

続きまして、玄関から見て小窓があるのですが、この部分が物置ということで理解したらいいですかという質疑に対し、玄関の上にあるこの小窓部分のある位置が小屋裏物置ということで間違いありませんという答弁でした。

続きまして、請負金額ですが、入札率が99.7%で参加したのは1社だけということでした。あとの2社についてはどういう理由で参加しなかったのかという質疑に対し、まず、競争入札参加申請が3社から出ました。その後、2社から辞退届が出ました。その理由ですが、1社が技術者を配置できなくなり、もう1社が、予定していた技術者が体調不良により入院することになったので対応できないということでした。

なお、入札公告により、管理技術者を専任で配置できることが条件ということに記載していましたので、技術者が配置できない場合はこの工事に参加できないため、辞退届が提出されたものと思っていますという答弁でした。

続きまして、今回は紀北町だけの業者が入札参加できるということですか、それとも、県内全域とか広く求めることはしないのかという質疑に対し、今回の入札については、紀北町の入札参加資格者名簿に登録されており、なおかつ令和3年度紀北町建設工事発注標準で定める建築工事Aランクの業者であり、町内の業者限定になりますと、その中でAランクは3社でしたという答弁でした。

続きまして、3社が辞退した場合は、町外の業者に依頼していたのかという質疑に対し、1社の入札があったため検討しなくてよかったのですが、集会所の建築ですので再入札になりますと工事を遅らせることになり、地区住民へ迷惑がかかります。今回は1社が入札してくれましたが、入札者がいない場合は入札審査会を開いて検討していくものだと思いますという答弁でした。

続きまして、本会議で、外の作業場に屋根がないという説明をされました。どうして屋根がないのか説明をお願いしますという質疑に対し、今回の工事では、コンクリート打ちはしますが、屋根等の設置の工事は行いません。その後、自治会で屋根をつけたりするのではないかと思います。まだ確定はしておらず、作業スペースという形になっています。あとは自治会がどういうふうにするのかを決めていくと考えていますという答弁でした。

続きまして、屋根をつけてはどうか、大きな金額でもありませんし、雨が降っている中で食器を洗ったりするのは大変だと思います。約8,500万円という金額を使うのであれば、小屋根の設置ぐらいは少額だと思いますが、いかがでしょうかという質疑に対し、今回、この工事の入札では入っていなかったのですが、前例と確認しながら検討しますという答弁でした。

続きまして、建築工事請負契約ですが、普通、建物を建て替える場合には、これまでも中学校建設などを行っていますが、改築工事になっていると思います。新しく建てるにしても改築工事という工事名になっていると思いますが、今回の工事名も同じような建て替えではあります。しかし、建築という工事名になっています。どうしてなのでしょうかとこの質疑に対し、今回は建築工事とさせていただいていますが、まず、改築の定義ですが、従前の建築物を取り壊して、これと同程度の構造か、規模がほぼ同程度のものを建てることになっています。今回の工事の場合は、現在の福社会館が鉄骨造りになっており、新しい集会所は木造造りに変わることで、さらに、大きさが約6割程度になるということになっています。改築工事としても問題はないのですが、今回は新築・増築・改築を称する名称の建築とさせていただきました。

続きまして、建築工事という名前は、町では財政課などが工事名を建築とか改築とか決めるのですかとこの質疑に対し、令和3年度に行った設計業務の委託の名称自体も上里集会所建築工事設計業務という名称でさせていただいています。委員が言われるように、改築という工事名でも問題はないということでしたが、今回は建築という工事名となりましたという答弁でした。

続きまして、請負契約が1社のみ参加で、落札率が予定価格の99.7%でした。これと同じようなことが、紀伊長島地区の赤羽に建てられた給食センターのときも同じようなことがありました。以前にも、建築価格が安くて地元の業者が大変な思いをしていると追及したことがありました。地元の業者が社員の生活を守るような価格を出すのが公共事業だと私は思っています。この価格はどのように決めたのですかとこの質疑に対し、建築工事の設計価格ではありますが、公共建築工事積算基準表及び国土交通省の公共工事労務単価表などを基に積算しています。この工事を適正に行うため算出された価格であり、基準内での落札で適正な工事が行われると思っていますという答弁でございました。

続きまして、設計するための調査というのはどういう調査をしたのでしょうか。特に今回、1m床を上げるということで、それを設計するためのデータについてお聞きしますという質

疑に対し、アスベストの調査を、地盤を掘って地盤が強いかどうかの調査等を行っています。ただ、1 mのかさ上げについての調査ですが、あくまでも令和2年度に出された上里自治会からの要望に基づいて1 mのかさ上げをさせていただくことになっていきますという答弁でございました。

続きまして、上里自治会の要望についてですが、地域住民には諮っていません。2、3人の人たちで1 mのかさ上げを考えて町長に要望しています。町長は上里自治会の要望だと言っています。課長にも話しましたが、それは上里の要望にはならないと思いますが、いかがでしょうかという質疑に対し、要望を基に1 mのかさ上げを行う予定ですと、上里自治会の要望の中には以前の水害を考慮されているものと思っていますという答弁でございました。

続きまして、基本設計に入る前に、設計事務所では、役所の指示で案を3案ぐらい出し、検討するのが本来の姿です。今回はその3案ぐらい出ていますかという質疑に対し、上里自治会で建設委員会というものが設置され、その建設委員会と設計事務所、役場等で何回か打合せをしています。その中には3案ぐらいの案が出ていますという答弁でございました。

続きまして、1 mをかさ上げた場合の費用を教えてくださいという質疑でございました。それに対し、1 mのかさ上げについてですが、通常においても約30cmの基礎が必要となりますので、70cm程度を増やす工事が生じます。概算で算定した額は、基礎部分の工事費で230万円、玄関回りの階段、スロープで110万円、東面の3段のテラス席が65万円、南側の厨房の出入口部分で25万円、合計で430万円増額すると考えています。

なお、1 mのかさ上げをしなくても、玄関部分については、2段の階段が必要となりますという答弁でございました。

続きまして、手すりは430万円の増加分に入っていますか、また、かさ上げをなくしても階段が必要とのことですが、階段は必要ですかという質疑に対し、手すりも含めた金額になります。また、階段につきましては、基礎が上がりますので、階段は必要になりますという答弁でございました。

続きまして、もう一度、入札が1社であることなど入札の経過説明をお願いしますという質疑に対し、再度申し上げますが、設計金額が1,000万円以上ですので入札審査会を開きました。そこで透明性、競争性、公平性を確保し、参加条件などを決定しました。

そこで決定されたのが、令和3年度紀北町建設工事発注標準で定める建築工事Aランクの業者となりました。業者は3社ありました。その後、入札参加申請書が3社から提出されましたが、またその後、2社から辞退届が提出されました。理由としては、技術者が確保でき

ないからという理由でございますという答弁でございました。

続きまして、現場説明、図面説明からどれぐらい入札まで期間がありましたか。また、入札は何度行いましたかという質疑に対し、入札公告が4月13日です。その後、入札が5月26日に行われました。入札公告の中に図面等が入っています。なお、入札の回数は1回だけですという答弁でございました。

続きまして、木材の工事は別途発注ですが、アスベストの除去工事は別途発注にしなかったのはなぜですかという質疑に対し、木材の別途発注については分離発注となりますが、国や地方公共団体の工事の入札において、中小企業の受注の機会を図るために実施が可能というところで行っています。

解体工事について一括発注したことについては、上里区民の集会所の利用頻度の高さを考慮し、施工期間を短くし、一括管理でスムーズに施工できるため、一括発注を選択しました。なお、町内にアスベストを含む建築物の解体事業者はありませんという答弁でした。

続きまして、町外の業者を使うことはできなかったのですかという質疑に対し、工期を考慮し、業者を選択しましたという答弁でございました。

続いて、建設委員会の委員は区民の要望を酌み取って上里集会所の建築に関わっていることは、課長の言われるとおりに間違いはないでしょうかという質疑に対し、委員の言われたとおりですという答弁でございました。

続いて、集会所の坪単価を教えてください。紀北町の集会所を建築するに当たっての規定を教えてくださいとの質疑に対し、設計価格の時点で算出した単価は総工事費から算出しますと、坪単価は131万6,000円です。フェンス等を含めた外構工事も含めた金額から算出した数字です。

集会所の建築の規定ですが、集会所を建築する要綱はありません。直近の例ですと、此ヶ野集会所の坪単価が約82万円です。今回、価格が高くなっている理由ですが、建設物価と労務単価の上昇が影響していますという答弁でございました。

続きまして、アスベストの除去も坪単価に含まれているのですかという質疑に対し、今回の工事の建築部分と木材の分離発注分を足した額から計算しており、アスベスト除去を含む解体費は含まれていませんという答弁でした。

続いて、作業スペースについてですが、集会所を建築する上で造ってはいけないスペースなのか教えてください。また、屋根がないことについても教えてくださいという質疑に対し、作業スペースは自治会からの要望でした。防災の観点からも設置が必要と役場も考え、設置

させていただきました。なお、屋根についてはつけることが難しいと回答しています。屋根については工事費に当然入れていませんという答弁でした。

続いて、今後も予算化しないということによろしいでしょうか。その考えでいますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、賛成討論として、上里の集会所は以前に水害でつかっている経緯もありますので、区民の皆さんのため、現在の設計での契約に賛成いたしますとの賛成討論がありました。

反対討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第27号 塵芥車購入契約の締結についての審査を行いました。

まず、本会議の説明では落札率87.67%という説明がありました。入札参加業者は何社ありましたかという質疑に対し、本入札の参加業者は2社ですという答弁でした。

続いて、提案理由の中に老朽化のため2台購入とありますが、前回も同じような購入時期だったのですか、老朽化の程度も含めて教えてくださいという質疑に対し、更新対象の車両については、紀伊長島リサイクルセンターの車両が、平成21年に購入し、21万5,000km、海山リサイクルセンターの車両が同じく、平成21年に購入し、20万km程度走行しており、それぞれ経年による老朽化がありますという答弁でございました。

続いて、ハイブリッド車両にしたことによる価格差や、具体的にどのような違いがあるのか説明してくださいという質疑に対し、ハイブリッド車両にしたことにより車両価格は上がっています。ハイブリッド車両の特徴としては、発進や加速時などに電気を利用してモーターを駆動させることにより、燃費の向上につながるものだという答弁でした。

続きまして、ハイブリッド車両にしたのは町としての方針ですか、また、今後、車両を購入する場合もハイブリッド車両を選定するのですかという質疑に対し、町としての方針ではなく、環境管理課としてより環境に配慮した車両を申請したということです。今後も環境管理課として車両を購入する機会があれば、ハイブリッド車などの環境に配慮した車両を購入していきたいと考えていますという答弁でございました。

続きまして、本会議では地球温暖化対策のためと答弁していますが、燃費基準のほうを優先したのですかという質疑に対し、本会議では地球温暖化の対策のためと答弁させていただきましたが、もちろん燃費基準も考慮しており、どちらが優先ということではなく、燃費の向上を図れば結果的に地球温暖化対策にもつながるものと考えていますという答弁でござい

ました。

続きまして、仕様の中で、広角バックアイカメラとドライブレコーダーはそれぞれどのようなものですかという質疑に対し、広角バックアイカメラは後方のみでなく側面側も視認できる仕様のもので、ドライブレコーダーは前方のみの対応のものであるという答弁でございました。

続きまして、今回の仕様に適合する自動車メーカーは何社ありましたかという質疑に対し、いすゞ自動車、トヨタ自動車、日野自動車、日産自動車の4社の車両が今回の仕様に適合する車両であると確認していますという答弁でございました。

続きまして、今回の入札にはどのメーカーの車両が申請されたのですかという質疑に対し、落札されたいすゞ自動車と日野自動車になりますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第30号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

福祉保健課所管分については、委員から、5月に内示のあった低所得者向けの1人当たり5万円の給付について、対象者とスケジュールを教えてくださいという質疑に対し、給付金の対象となる方は、住民税均等割非課税世帯の方は対象になります。また、スケジュールについては、町は、児童扶養手当受給者であるひとり親世帯を除く世帯に対して支給することになっており、先行して行われる三重県からのひとり親世帯分の支給は6月末予定となっています。三重県からの支給後、重複支給を避けるため、町が作成した対象となる方の名簿から三重県から支給のあったひとり親世帯分を除くなど、名簿の精査を行う必要があります。これらの作業後、速やかに支給したいと考えており、7月中の支給を目指しております。

なお、高校生等については、町に資料がないため、広報きほく等で周知を行い、申請をしていただいた後に、随時支給していきたいと考えていますという答弁でございました。

続きまして、本申告の方への周知はどのように行いますかという質疑に対し、令和3年度にも同様の給付金があり、その際にも未申告の方がいました。そのときと同じように、税務課での申告を案内し、申告内容に基づき適切に業務を進めていきたいと考えていますという答弁でございました。

以上のとおり、福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員

賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された4案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

ちょっと訂正1回、議案第30号で、委員の質疑におきまして、本申告の方への周知はどのように行いますかと発言してしまったんですけれども、未申告の間違いでした。ごめんなさい、第30号です。よろしくどうぞお願いします。

以上です。

入江康仁議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

10時50分まで、暫時休憩といたします。

(午前 10時 35分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 50分)

入江康仁議長

各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第23号 紀北町税条例等の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第25号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第28号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

3番 柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

これ、委員長に質問するんですよね。

入江康仁議長

はい、そうです。

3番 柴田洋巳議員

委員長、矢口漁港とそれから三浦海岸、あれと何か比較とかというのは、そういう検討はなかった、検討というか質問はなかったですか。

入江康仁議長

奥村仁総務産業常任委員長。

奥村仁総務産業常任委員長

柴田議員の質疑に対して答弁いたします。

委員会の中では、その関係のあれはありませんでした。

以上です。

入江康仁議長

柴田議員。

3番 柴田洋巳議員

矢口と、それから三浦海岸のあれを比べると、結構やっぱり、素人目で見ても大分構造が違うように思うんですね。ですから、そういうことについて、いろいろ矢口については、津波だとか、地震だとか、台風とか、結構いろいろ検討されたみたいなんですけれども、同時並行して三浦海岸も工事されているんで、私から見ると、随分何か構造的に違うかな、そういう目線でもし誰かが質問しておられればと思ったんですけれども。

入江康仁議長

奥村仁総務産業常任委員長。

奥村仁総務産業常任委員長

ただいまの質問の答弁ですが、議案第28号は矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてでございますので、私も委員会の中で質疑がなかったものに関しては、その内容を委員会の中で議論するということはいたしませんでした。

以上です。

入江康仁議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての質疑を行います。質疑される方ありませんか。

平野隆久議員。

15番 平野隆久議員

それでは、委員長報告に対してお伺いいたします。

オートマチックということで、今回、されたということなんです。これについては、免許の方が、オートマチック専用の方が見えてくるということなんですけれども、報告受けたんですけれども、実は以前に、現課長以前の課長のときですけれども、ミッションの購入が、以前ミッションでしたんですけれども、そのとき、僕の質疑では、今後、オートマチック専用の方が運転できないんじゃないんですかと質問したときに、ミッションのほうが押しがけしやすい、壊れたときとか、急遽のときには押しがけができるんでミッションにしましたという説明があったんですけれども、今回、委員長報告ではそういう質疑がなく、オートマチックということで言われて、オートマチックにしたときの、例えば故障とか、こういうわからないときの対処の方法について質疑が出ませんでしたか、答弁を求めます。

入江康仁議長

奥村総務産業常任委員長。

奥村仁総務産業常任委員長

平野議員の質疑に答弁させていただきます。

委員会の中では、故障したときの、故障とかそういう以前からのに対しての質疑は出ませんでした。質疑した中では、オートマチックの免許限定ということの団員が増えてくるということで、今回は相談しながらということを答弁いただいたので、それを委員長報告として

報告させていただきました。

以上です。

入江康仁議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第30号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第2号)の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

どうも、委員長ご苦労さんでした。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第24号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第26号 上里集会所建築工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第27号 塵芥車購入契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第30号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第3

入江康仁議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第23号 紀北町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第23号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 議案第24号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第24号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

今回の条例改正は、他の社会保険には子どもが産まれても保険料が高くなるということはありませんが、国民健康保険だけに均等割があつて、この紀北町で、少子高齢化の時代で、新しい命が誕生してお祝いをしたいんですけれども、国民健康保険に入っている方は均等割で約年間3万円ぐらい、子どもが1人産まれると保険料が高くなります。

それで、私も一般質問で、これはおかしいんじゃないかという一般質問をさせてもらったことがあります。

そして、皆さんの声が、おかしいよという一人一人の皆さんの声を県に届け、そしてまた国に届け、国を動かしました。

今回、ゼロ歳から就学前までですが、2分の1軽減されます。対象者は27人で、全体から言ったら1.68%の方だと聞いておりますが、安くなってほっとしております。

これからも、0歳から就学前まででなく、小学校卒業するまで、中学校卒業するまで、18歳未満までと広がること、そして2分の1ではなく全額軽くなることを目指して、私も皆さ

んと共に運動して頑張っていくたと思ひ、賛成討論。

もう一つありました。今回は所得制限がありません。所得の低い方はもう既に7割、5割、2割の軽減を受けておりますが、7割の方は8割5分、そして5割の方は7割5分、2割の方は3割と安くなります。そして収入のある方も同じようにこの軽減策を受けられることも評価し、私の賛成討論といたします。

議員各位の賛同をお願いして終わります。

入江康仁議長

ほかに、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第24号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 議案第25号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第26号 上里集会所建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

3番 柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

議案第26号 上里集会所建築工事請負契約の締結について、反対討論を行います。

私は本日まで、上里福社会館改築工事と言ってきましたけれども、以後、上里集会所建築と言います。

さて、この建物の設計及び完成後について、これまで3回一般質問を行い、その中で、問題、疑問、疑惑をしてまいりました。

例えば、令和3年12月議会で、貧相で間違いだらけで使い物にならない上里集会所建築設

計の問題と疑惑6項目を指摘、まとめとして、施主は上里自治会ではなく紀北町です。このままでは貧相で間違いだらけの建物ができます。税金の無駄遣いです。また、建物は絵や彫刻のように失敗したら倉庫にしまうことができません。設計を白紙に戻すべきですと尾上町長に伺いました。

また、令和4年3月議会で、尾上町長は考えが浅い、いいかげんで物事の本質を捉えないと題して、上里集会所の問題の原点は、令和2年11月30日、中野上里自治会長が尾上町長に提出した問題だらけの6つの要望とイメージ平面図です。これを紀北町が何もチェックしないで、丸のみで設計を進めたこと、加えて、旧海山町、旧長島町時代を含め、70億円の大工事は初めてです。この工事は船津川激甚災害対策特別緊急事業と称して、その事業の内容、それからその成果について、当然、詳しく知っているはずの尾上町長に説明を求めましたが、余計な説明を3回繰り返し、肝腎の説明をせず、最後に尾上建設課長に説明をさせました。

これは、現在の、私が上里。

入江康仁議長

尾上建設課長じゃないでしょう。

3番 柴田洋巳議員

前建設課長、当時の、尾上じゃない。上ノ坊。

失礼しました。

上ノ坊建設課長に説明をさせました。

私はこの尾上町長の不誠実な言動で、これまで観察してきた数々の疑問が一気に疑惑に変わりました。さらに議員経験が長い友人から、選挙前後は建設工事費が高くなることもあるとのアドバイスがありました。

今回、4回目となる一般質問は、これまでの確認を兼ね、総合的な質問を考え、その1つに上里集会所の設計をする上で最も重要なデータ、すなわち、船津川激甚災害対策特別緊急事業の事業内容と効果について、3月議会よりも分かりやすく丁寧に尾上町長に質問いたしました。すなわち、この事業は、土木工事のプロ塩谷町長と三重県、それから国土交通省が、船津、中新田、新田、中里、上里、相賀地域の人たちが将来、その安全・安心に暮らすために計画したすばらしい事業だと聞いております。

この事業内容と事業効果について、本日はまともな説明をしてくださいと町長にお願いした、質問しました。しかし尾上町長は前回以上に訳の分からない答弁を行い、しまいには、事前通告がなかったと私に文句をつけてきました。この様子は議員の皆様は、2、3日前の

話ですから、鮮明に記憶していると思います。

以上の経緯を踏まえて、反対理由を3つ申し上げます。今のは経過です。

1つ、船津川激甚災害対策特別緊急事業によって、1000年に一度あるかないかの1日の降水量1,212mmの降水時でも上里集会所は浸水しないが、安心は絶対禁物、この尾上町長の一言で床を1m上げることになりました。しかし、この一言で発生する不都合、リスクを申し上げます。

1つ、使いづらく、けがが発生しやすい建物になる。1m上げたわけですから。それで現在、集会所の利用の7、8割は70以上の高齢者で、この集会所に来ることもままならない、1人で来れないと、そういう人たちが集会所を使っているわけです。これが年々多くなり、高齢者が集会所に来てどうやってして建物に入るのか、それが心配な建物です。

2つ目、先ほど申し上げましたように、工事費が高くなる。建設会社のサービスと言えなくはありません。

3つ目、上里全区民の安全・安心につながらない。この建物ができても、上里小学校とか、福祉会館から離れたところの人たちは全く関係ないんです。というのは、そこまで来る道中が水浸しになって建物にたどり着けないと、これが平成16年の現状でもありました。こういうこともほとんど考えていない。

それから、もう1点付け加えると、この建物だけでできても周辺の住宅は全くそのままなんです。ですから、役所が考えるのはやっぱり、こういう建物を1つ計画するんじゃなくて、地域全体を浸水から守ると、そういうことが行政の使命だと私は思っています。

それと4番目です。要するに建物を1m上げることによって、先ほど来、いろいろ話がありました。1mの階段ができます。それから階段を上れない人がスロープで上ります。そのスロープの長さたるや20mぐらいになるんです。

それから、いろいろこれは考えたんでしょう、駐車場のほうに面して、3段のテラスを設けています。こんなもの必要ないんです。というのは、テラスは何に使うかというと、年1回盆踊りをやるための観覧席に使うわけです。そのために物すごい広い面積の土地を使ってしまうと、そういうために、後で言いますけれども、駐車場が取れなくなっている。

それからですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

はい。

(「これ、違うけれども、先ほど柴田さん、塩谷町長とおっしゃったんです。だから、元海山塩谷町長というふうに表現を変えんとまずいんじゃないんですか、議長」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

分かりました。柴田議員、今、瀧本議員の指摘は、現町長だったら塩谷町長でもいいけれども、もう引いて辞めていますよね、町長を。だから元町長に。

3番 柴田洋巳議員

訂正します。元海山町長の塩谷さんということよろしいですか。

5番目、上里の中心部に建つ上里の集会所の床を1m上げるということは、上里全体が浸水の心配があると、そういうことをイメージさせるわけです。このために上里の地価が下がるのではないかと、そういうことを私は心配しています。

それから、1mを上げることによって周辺の住宅への圧迫感、私はあそこ何回も行ってきますけれども、物すごい圧迫感を感じます。というのは、周辺の建物が新設しているわけです。

それから、日照、私の田んぼもすぐ裏にあるんですけれども、それに、かなり日が陰っております。

それから、建物が1m上がることによって、施設の中での騒音が周辺にばらまかれる。そういうように環境が悪くなるわけです。こういうことは当然、私なんかのいた設計事務所は、既にこういうことを調査した上で、じゃ、1m上げる場合はどうしようかと、そういうことをやっているんですけれども、今回はこの前の世古課長の話によりますと、設計するための調査は、地質調査とアスベストの調査しかやっていないと、だからいろんな問題が出てくるということを私は言いたいんです。

以上の条件と不都合、リスクをはねのけて床を1m上げる本当の理由は、私は工事費を増やすことだと推測しています。工事費を増やす。これは私、先ほど言ったように私の友人、議会経験の豊かな議員がそういうことを言っていますし、私もそれは経験していますので、そういうことを私はぜひ言っておきたいと。

それと2つ目は、先日、皆さんに配りました、上里自治会の皆さんへということで配りました。その中に、自助・共助の防災まちづくり、それから100年に一度あるかないかの1日の降水量1,212mmの降水に耐えるということで、こういうことはやっぱり当然行政がやっておかなくちゃならないことなんですけれども、それをやらないで、1m上げて、1億円投資

すると、これはとんでもない話だと思っております。

それから、最後、3つ目ですけれども、これは非常に問題の数が多いんです。疑惑の数々です。一つ一つ申し上げます。

設計入札で最低制限価格が漏れていた疑い、私はこれは入札者の内訳書を見ました。また後で言いますけれども、こういう検討委員会があればそれを出さなくちゃならないかなと。

それから、令和2年11月30日、中野自治会長が尾上町長に提出した6つの要望とイメージ図の作成者と、設計事務所の関係者が同一人物じゃないかという疑いです。これは、書類に同じ自筆の、自筆というかな、それが、中野自治会長が出した書類と、それから設計事務所が設計用に使った図面、それが全く同じなんです、そういうことです。

それから、設計図面にとんでもない間違いがたくさんあります。

また、先日も一般質問で行われましたけれども、配置図を議会説明に出していないと、これはやっぱり議会軽視であり、問題隠しと疑われても仕方ない。

4番目、基本設計に入る前に配置平面が1案しか出ていない、これは手抜きだと私は思っています。大体普通3案ぐらい出すんです。それで、検討委員会か何かの人にどうですかと、そういうことをするのが設計事務所が一番大事なところなんですよ。

それから、6つ目、工事請負会社の入札方法に幾つかの規制を設けたというのは、設計工事業界の専門用語と言うんでしょうかね、ああいうに前施工という言葉があるんです。例えば上里の集会所、その工事をやった人がよっぽど同じ指名になっても、よっぽどひどい会社でないと、その前工事をやった人の立場を尊重して遠慮をするんです。

今回は規制を2つかけて、その人たちが入らないようになっています。だったら匿名で出すべきなんだと思います、私は。だって入札参加できないわけですから、みんな業界も認めているし、我々も認めていますよ。そんなんだったら、匿名で出せば15%ぐらいのお金を引けるんじゃないかと、私は何回もこれ経験しています。公共建築であってもそういうことが許されるんです。例えば、首相官邸の設計をした人は匿名でした。それはそれなりの理由があったわけです。そういうことがいっぱいあります。ですから、今回の上里福祉会館はそういう需要がいっぱいあるわけです。

それと、工事監理の入札、これも予定価格の66%でした。建築会社の入札比率は99.7%です。ところが設計もそうだったし、今度の工事監理も66.何%かな、こんなばかな予定価格を計上する役所がどうかと思っています。

以上で反対討論を終わりますが、この数々の疑惑が解明されるまで、請負契約は保留にす

べきだと思います。また、この解明には非常に複雑な問題が入っておりますので、議員や建築設計、防災の専門家で構成をする上里集会所解明特別委員会、こういうのを設けて解明していただきたいと、以上でございます。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

太田哲生議員、9番ですね。

9番 太田哲生議員

9番、太田哲生、議長の許可をいただきましたので、議案第26号 上里集会所建築工事請負契約の締結について、賛成討論をいたします。

地区の集会所は、自治会、防災会など地区の団体の会議、地区のイベントの拠点、住民福祉の拠点、地域防災の拠点、趣味のサークル、住民憩いの場などの多様な役割を担っています。

この上里集会所建築に当たり、上里地区では建設委員会を組織し、役場の担当者との協議で集会所の概略を定めたと聞いております。このことは、地域住民の意見を聞くのにとってもよいことであります。

この中で特に評価しますのは、集会所の1mの地盤のかさ上げでございます。平成16年の豪雨災害では床上浸水したと聞いております。床上浸水しますと集会所の施設は使用に支障を来します。集会所は災害後の災害復旧の拠点ともなりますので、地盤のかさ上げは必要であります。

近年は地球温暖化などによる豪雨災害が全国的に多くなっていますので、常に浸水被害を予想し、対策を考える必要があります。

以上が主な賛成理由であります。

このたび、本議会に提出されました議案第26号 上里集会所建築工事請負契約の締結は、住民福祉、そして住民ニーズに対応した適切な契約であることを確信しまして、賛成討論といたします。

入江康仁議長

次に、反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、賛成討論される方ありませんか。

6番 原隆伸議員。

6番 原隆伸議員

議案第26号 上里集会所建築工事請負契約の締結について、私は賛成の立場から討論させていただきます。

この集会所の建て替えについては、歴代の自治会長及び自治会の方々がいろいろと地元の要望を受けて、何年もかけて要望してきた案件でございます。

今回、やっと実施の運びになったということで、私は陰ながら喜んでいた次第でございますけれども、今回、反対討論する方が現れましたので、この1mかさ上げについて問題としておりますけれども、これはもともと16年災の時に、船津川の堤防は当時、最初は復旧工事で70年安心だという工事をやっていました。で、このままでは中里と船津地区、堤防を1mぐらい上げんと駄目だと、私は独自であちこちに働きかけて、その後、今のようになった次第でございます。

そして、1mかさ上げすることに対して、反対議員は、要するに、県の図面では大丈夫であるということを行っていますけれども、私は県のほうに確認したところ、これは船津川の堤防としての所見であり、内水面についての対応については断言はできないと、そのように確約をいただいております。そういう観点から1mかさ上げすると。

これからの時代、前者、賛成議員もおっしゃったように、被害が起こらない約束はできない。雨量もこの間、120mmということありましたけれども、現在では140mmとか、150mmということも往々にして起こる。

また今後、そういう雨量が計測されるような現象が起こる可能性は、極めて高いとは言いませんが、高い可能性も秘めているということもございます。そういう観点から、これはかさ上げ、備えあれば憂いなしという観点から賛成できると、そのように思います。

また、これについては、住民が本当に、自治会で建設委員会をつくって、その建設委員会によって議論されて、それに沿ってやられてきたものと私は思っておりますので、住民の思いを一刻も早く実現させてあげたいということで、この建設に関する業者に対しては、危険物質と、それから一部屋根のないところもありますんで、住民が濡れなくてできるようにとか、また、住民がいいもの造ってくれたと喜んでいただけるようなものを造っていただくことをお願いしまして、いいものができる、できるだけ早くという思いを住民の声だと受けて、賛成討論とさせていただきます。

どうぞ、皆様のご支持のほどよろしくお願いいたします。

どうも、失礼します。

入江康仁議長

続いて、原案に賛成討論される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第26号 上里集会所建築工事請負契約の締結について、賛成討論を行います。

今の集会所は昭和50年に建設され、古くなっており、区民の皆様から平成19年に要望書が出され、今年3月議会で予算が認められました。

上里区の皆さんは、総会の中で建設委員会をつくりました。そして、区長、いきいきクラブの会長さん、また、いつも利用されているサークルの女性の皆さん、そういう方たちが建設委員会となり、その場で建設委員会が建設について責任をもって進めるという上里区民皆さんの同意の下、進んだと聞いております。

皆さんは何回も会議を重ね、初めは全部洋室だったところも、避難所だから横になって休みたい、そういう皆さんの思いもあるから1つの部屋は和室にしてほしい、そういうことも皆さんの中で考えて進んでいったと聞いております。

そして、1mかさ上げすることについては、前回の豪雨で、上里地域の皆さんは今の集会所に避難されておりました。でも、そこが水で危険になって、本当に家族の方と命をかけて三船中学に避難されたと聞いております。私もそのときの水害で、自分の家の2階に垂直避難しましたが、生まれて初めて命の危険というものを意識したことを覚えております。一旦外の避難所に出て、またそこから次の避難所に移られた皆さんの命のことの危険さは、本当に私の想像を絶することだと思っております。

今回の1mかさ上げは、上里区民の皆さんの英知の塊だと思っております。

バリアフリーも完備され、これが完成された後、1m高いところから上里の皆さんの生き生きとぺちやくちゃしゃべるにぎやかな声も聞こえることを想像して、私の賛成討論とさせていただきます。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

入江康仁議長

続いて、原案に賛成討論される方ありませんか。

10番 瀧本議員、手を挙げとったけれどもいいですか。

挙げとらんか、そうか、分かりました。

ありませんか、賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第26号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第27号 塵芥車購入契約の締結についてを議題といたします。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第27号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 8

入江康仁議長

次に、日程第 8 議案第 28 号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 8 議案第 28 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題といたします。

まず、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第29号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第30号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第30号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第2号)の賛成討論を行います。

2点あります。

今回の、子育て世帯にコロナ禍で大変ということで、物価も入っております。この予算の中には生活支援特別給付金が750万円提案されております。ひとり親家庭の皆さんは、本当に、ほとんどの方が非正規で働いて、毎日、まるで江戸っ子のように宵越しの金は持たない、皆さん助け合って生活をされております。

6月末までにひとり親の家庭の方は支給されるということで、昨日もその該当に当たる方と話をし、喜び合いました。さらに、他の皆さん、精査の後、一般の低所得者の方、高校生は7月中ということですが、一刻も早い支給を望んでおります。

もう1点、消防団の活動事業1,855万8,000円が計上されておりますが、今回は46人分ということですが、5年過ぎたら退職金が出るということでしたが、もう30年以上の方もおられます。

台風とか、そういう一番家庭においてほしいときに、消防団員や職員の皆様はおられません。その生活を30年間支えていたご家族の方の思いも察することができ、消防団員の皆さんのご奉仕、そしてそれを支えたご家族の方にリスペクトの思いでいっぱいでございます。

そのことを申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

皆さんのご賛同をお願いして終わります。

入江康仁議長

続いて、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第30号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

ここで、議員の派遣の件を議題とするため、追加議事日程、発議案等を配付のため、この場で暫時休憩いたします。

どうぞ、配付してください。

(午前 11時 44分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 46分)

入江康仁議長

ただいま配付しました議員の派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1

入江康仁議長

追加日程第1 発議第3号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月7日に開催されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、上程いたしました案件につきまして、原案のとおりご可決を賜り、誠にありがとうございました。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら町政経営に当たってまいります。

さて、間もなく7月となり、今年は、紀北町の夏の風物詩であります、きほく燈籠祭が3年ぶりに開催されることとなりました。コロナ禍であることから、例年とは形を変えての開催とお聞きしておりますが、このように少しずつではありますが、日常が取り戻されていくことを大変うれしく思っております。

皆様方におかれましては、ご来場の際は感染防止対策にご協力をいただき、夏の楽しいひ

とときをお過ごしただけならと思います。

最後になりますが、これから暑い季節を迎え、まだまだマスクを必要とする場面も多く、体調管理が大変難しくなっています。議員の皆様、住民の皆様におかれましては、熱中症など健康には十分ご留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、議会定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

入江康仁議長

以上で本定例会の日程は全て終了しました。

令和4年6月議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月7日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを心からお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染状況も落ち着きを見せており、減少傾向にあり、国においては、外国人観光客の受入れ再開やG o T oトラベルの代替策である県民割の7月前半の全国拡大など、コロナ禍での経済活動を推進しています。

私は今、紀北町町民の皆様には訴えたいことは、ただいまからコロナ禍克服元年と位置づけて、紀北町町民の皆様と一致団結し、コロナ禍克服のための新しい生活様式を実践しながら、コロナ禍での日常を取り戻す取組みを積極的に行っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

最後になりますが、季節は梅雨入りし不安定な日が続いております。くれぐれも体調には気をつけていただきますようお願い申し上げます。

本定例会、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして、令和4年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

長い間、皆さん、どうもご苦労さんでございました。

(午前 11時 50分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 4年 9月 6日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 樋口泰生

紀北町議会議員 太田哲生